

大和市告示第77号

大和市通所型サービスC（短期集中予防サービス）事業実施要綱を次のように定める。

平成29年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市通所型サービスC（短期集中予防サービス）事業実施要綱

大和市通所型介護予防事業実施要綱（平成20年大和市告示第84号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、大和市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成29年大和市規則第4号。以下「規則」という。）第4条第1号イ(ウ)に掲げる通所型サービスC（短期集中予防サービス）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、規則において使用する用語の例による。

（対象者）

第3条 通所型サービスCの対象者（以下「対象者」という。）は、規則第5条第1項各号に掲げる者のうち、大和市介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）実施要綱（平成29年大和市告示第 号）の規定により実施される介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防ケアマネジメント」という。）の結果、通所型サービスCの利用が必要とされた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、通所型サービスCを利用することができない。

- (1) 感染症に罹患している者又はそのおそれのある者
- (2) 通所型サービスCの実施、運営等に支障を及ぼすと認められる者
- (3) 通所型サービスCに参加することにより、病状悪化のおそれがあると医師に判断された者又は医師等により運動に関して特別な注意を受けている者

（医師の意見書の提出等）

第4条 通所型サービスCの利用を希望する者（以下「申込者」という。）のうち、当該通所型サービスCの利用が制限される可能性がある疾病等を抱える者は、前条第2項第3号に掲げる条件に該当しない旨の医師の意見書（以下「意見書」という。）を市長に提出しなければ通所型サービスCを利用することができない。

2 市長は、申込者が意見書の取得に要した文書料の全額を負担するものとする。

3 申込者は、前項の規定により市長が負担する文書料の支払を受けようとするときは、当該文書

料に係る領収書を添えて市長に請求しなければならない。

(基本方針)

第5条 通所型サービスCは、これを利用する者（以下「利用者」という。）に対して、その心身の状況、置かれている環境等に応じて、保健、医療等の専門職が、第14条第1項に定める期間に、別表に定めるプログラム（以下「プログラム」という。）を実施することにより行うものとする。

2 通所型サービスCは、利用者に対して、プログラムごとの目的及び概要に沿って実施するものとする。

3 通所型サービスCは、利用者に対して、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を行うことを目的として実施するものとする。

4 通所型サービスCは、利用者に対して、介護予防ケアマネジメントの実施により作成される介護予防ケアプラン（以下「介護予防ケアプラン」という。）に基づき、その心身の状況、置かれている環境等に応じたサービスを提供するとともに、セルフケア（自分で自己の健康管理を行うことをいう。）に向けた動機づけ及び学習を行うことによつて、利用者がサービスの終了後、日常生活及び地域活動の中で継続的な機能維持を推進していくことを目指して行うものとする。

(実施方法等)

第6条 通所型サービスCは、社会福祉法人、民間事業所等に委託することによつて実施するものとする。

2 通所型サービスCは、市内の会場で実施するものとする。

(委託事業者の遵守事項)

第7条 前条第1項の規定により通所型サービスCの実施を委託された事業者（以下「委託事業者」という。）は、プログラムを実施するに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用者に対し講習内容の説明を行い、理解を得た上で、安全に配慮した目標設定を行うこと。

(2) 利用者の心身の状況を常に把握し、安全に事業を実施すること。

(3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めること。

(4) 地域との結び付きを重視し、市、地域包括支援センター、他の委託事業者、介護保険サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、関係行政機関、医療機関、居宅介護支援専門員、地区組織、ボランティア等との連携に努めること。

(5) 利用者の介護予防ケアプランに沿ったプログラムを実施すること。

(6) 事故発生時等における利用者の安全管理に配慮すること。

(定員)

第8条 プログラムの利用者の定員は、当該プログラムごとに5人以上25人以下とする。

(専門職員等の配置)

第9条 委託事業者は、実施するプログラムごとに参加する利用者の人数に応じて、必要な数の専門職員等を配置するものとする。

(管理者)

第10条 委託事業者は、通所型サービスCを実施する会場ごとに、通所型サービスCの提供、運営等に係る管理者（以下「管理者」という。）を置かなければならない。ただし、当該通所型サービスCの実施について管理運営上支障がない場合は、管理者は、当該会場における他の事業等の職務に従事すること又は当該会場と同一敷地内若しくは隣接地にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(個別プランの作成等)

第11条 委託事業者は、介護予防ケアプラン等により利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、当該利用者ごとに、通所型サービスCの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供期間等を記載した通所型サービスC個別プラン（以下「個別プラン」という。）を作成するものとする。

2 委託事業者は、個別プランの作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明を行い利用者の同意を得なければならない。

3 委託事業者は、個別プランを作成した場合は、当該個別プランを利用者に交付しなければならない。

(モニタリングの実施等)

第12条 委託事業者は、個別プランに基づく通所型サービスCの提供の開始後に適宜、個別プランに係る利用者の状況、当該利用者に対するプログラムの提供状況等について確認を行い、必要に応じて、当該利用者の介護予防ケアマネジメントを行う事業者（以下「介護予防ケアマネジメント事業者」という。）に報告するとともに、当該個別プランの実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うものとする。

2 委託事業者は、モニタリングを行った場合は、その結果を記録し、当該利用者を担当する介護予防ケアマネジメント事業者に報告しなければならない。

(個別プランの変更等)

第13条 委託事業者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて個別プランの変更を行うものとする。

2 前項の規定による変更を行う場合は、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、変更後の個別プランを利用者に交付しなければならない。

(提供期間等)

第14条 プログラムは、原則として1月当たり4回を限度とし、その提供期間(以下「1クール」という。)は4月以内とする。

2 プログラムの実施時間は、1回当たり2時間程度とする。

3 同一の利用者による同一のプログラムの利用については、原則として、1クールに限るものとする。

(設備、備品等)

第15条 委託事業者は、通所型サービスCを提供する場所を確保するほか、消火設備その他の非常災害の際に必要な設備及び通所型サービスCを提供するために必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。

2 前項の通所型サービスCを提供する場所の面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上としなければならない。

3 委託事業者は、運動等を行うプログラムを実施する場合は、当該プログラムを実施する会場ごとに、AEDを備えなければならない。

(介護予防ケアマネジメント事業者との会議)

第16条 委託事業者は、通所型サービスCの提供を開始するときは、利用者の介護予防ケアマネジメント事業者と、当該利用者の介護予防ケアプラン等についての情報確認等を行うため、原則として当該通所型サービスCの提供開始の7日前までにサービス提供準備会議を開催しなければならない。

2 委託事業者は、通所型サービスCの提供を終了するときは、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者の介護予防ケアマネジメント事業者に対する情報の提供を行うため、原則として当該通所型サービスCの提供終了後7日以内にサービス提供報告会議を開催することとする。

3 前2項に規定する会議は、委託事業者が会場等を確保し実施するものとする。

(サービス提供の記録)

第17条 委託事業者は、通所型サービスCを提供したときは、当該通所型サービスCの提供日、内容その他必要な事項を、別に定める様式に記録しなければならない。

2 前項に規定する記録について、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(領収書の交付)

第18条 委託事業者は、通所型サービスCの提供に関して、利用者から実費負担等の支払を受けたときは、当該支払をした利用者に対し領収書を交付しなければならない。

(書類の整備等)

第19条 委託事業者は、通所型サービスCの提供に当たり、次に掲げる書類を整備しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 事業実施状況報告書
- (3) 個別プラン・評価結果報告書及び付属書類
- (4) 利用者台帳
- (5) 活動日誌
- (6) 安全管理マニュアル（緊急時における対応フローを盛り込むものとする。）
- (7) 苦情対応報告書（苦情を受けた場合に限る。）
- (8) 事故発生報告書（事故が発生した場合に限る。）
- (9) 緊急対応報告書（緊急対応を行った場合に限る。）

2 委託事業者は、市長が別に定める時期までに前項各号に掲げる書類を市長に提出するとともに、通所型サービスCの提供終了後速やかに、市長が別に定める方法により、当該利用者の心身の状況の改善状況その他の通所型サービスCの提供の成果について報告しなければならない。

3 委託事業者は、第16条第2項に規定するサービス提供報告会議において、第1項第3号に掲げる書類を介護予防ケアマネジメント事業者に提出しなければならない。

(衛生管理等)

第20条 委託事業者は、通所型サービスCの実施に係る担当者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 委託事業者は、利用者の使用する施設その他の設備等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

3 委託事業者は、通所型サービスCの実施において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第21条 委託事業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 委託事業者は、当該通所型サービスCの実施に係る担当者であった者が、正当な理由なく、そ

の業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

- 3 委託事業者は、サービス提供準備会議等において利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得ておかなければならない。

(非常災害対策)

第22条 委託事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、非常災害時の避難、救出等の対策を講じるものとする。

(苦情処理)

第23条 委託事業者は、提供した通所型サービスCに係る利用者及びその家族からの苦情を受けた場合は、迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 委託事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録し、文書により市長へ報告しなければならない。

- 3 委託事業者は、提供した通所型サービスCに係る利用者からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 委託事業者は、市長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第24条 委託事業者は、利用者に対する通所型サービスCの提供により事故が発生した場合は、市長、当該利用者の家族、当該利用者の介護予防ケアマネジメント事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 委託事業者は、前項の事故の状況及び行った処置について記録しなければならない。

- 3 委託事業者は、利用者に対する通所型サービスCの提供により賠償すべき損害が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

- 4 委託事業者は、通所型サービスCの実施における利用者の事故等に配慮し、損害賠償保険に加入しなければならない。

(緊急時等の対応)

第25条 委託事業者は、現に通所型サービスCの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 委託事業者は、緊急時の状況及び行った措置について記録しなければならない。
- 3 委託事業者は、利用者が通所型サービスCを利用する際の緊急事態に対応できる体制を確保するため、必要に応じて、安全管理マニュアルの改正を行わなければならない。

(記録の整備)

第26条 委託事業者は、サービスCの提供に係る担当者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

- 2 第19条第1項各号に掲げる書類及び前項の記録については、当該委託事業の完結の日から5年間保存しなければならない。

(委任)

第27条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

プログラムごとの目的及び概要

1 運動機能向上講習

項目	内容
目的	利用者が、日常生活を維持及び改善するために必要な運動に気づき、運動の実施及び運動に関する知識の習得により運動器の機能を改善すること並びに食事及び栄養指導を通じて低栄養状態の予防及び改善を図ることにより、自立した生活を続けられるように支援を行う。
概要	<p>ア 骨折予防及び膝痛又は腰痛の予防若しくは痛みの改善等加齢に伴う運動器の機能低下を予防するため、ストレッチ、有酸素運動、器具又は設備等を用いた運動等を実施する。</p> <p>イ 低栄養状態の予防及び改善を図るため、自立支援のための食事及び栄養指導を実施する。</p> <p>ウ 講習の事前及び事後の評価としてアセスメントを実施する。</p>

2 口腔機能向上講習

項目	内容
目的	口腔機能の維持及び改善を通じて、いつまでも楽しく食べられることで、安全な食生活の営みができるよう支援を行う。
概要	<p>ア 高齢の方の摂食及び嚥下機能の低下を早期に発見し、その予防を図るため、口腔機能向上のための教育、口腔清掃の指導並びに摂食及び嚥下機能の訓練の指導を実施する。</p> <p>イ 口腔の専門職による口腔内の評価を実施する。</p> <p>ウ 食事及び栄養指導を実施する。</p> <p>エ 講習の事前及び事後の評価としてアセスメントを実施する。</p>

3 心身機能向上講習

項目	内容
目的	生活活動を増やし、人との交流を図ることにより、身体機能及び認知機能を維持改善し、自立した生活を送り続けられるよう支援を行う。
概要	<p>ア 認知症予防及び転倒骨折予防を図るため、簡単な体操、レクリエーション等を行い、総合的な心身機能向上のための指導を実施する。</p> <p>イ 講習の事前及び事後の評価としてアセスメントを実施する。</p>